

経済産業省

受託調査

インドネシアの模倣品対策に関する調査

2016年8月

日本貿易振興機構（JETRO）

ジャカルタ事務所

業界と規制当局間の連携を強め、強制執行及び法制度を最新の回避行動／著作権侵害技術に対応した最新の状態に確保することを求めた⁴⁶。

1.4.8 インドネシア外資系製薬団体(IPMG)

インドネシア外資系製薬団体（International Pharmaceutical Manufacturers Group／IPMG）は、ウェブサイトにおいて、インドネシアは、偽造薬物に対する強制執行を充分に行っていないと述べている。同団体は、処罰の軽さ、強制執行の不適切さを問題視し、強い対応が必要としている。同団体は、政府と各機関がこれらの問題に、透明性を備えた関係、活発な協議が常態の関係で対処するよう、両者にパートナーシップの強化を求めた⁴⁷。

1.4.9 米国研究製薬工業協会(PHRMA)

米国研究製薬工業協会（Pharmaceutical Research and Manufacturers of America／PHRMA）は、2013年度対米通商代表部301意見陳述における全国キャンペーンに関する政府の取り組みのため、刑罰の加重、協力の推進、予算の拡大を求めた⁴⁸。

1.4.10 バイオテクノロジー産業機構(BIO)

バイオテクノロジー産業機構（Biotechnology Industry Organization／BIO）は、対米通商代表部意見陳述において、知的財産権の強制に際して、特に裁判所及び法執行機関におけるより一層の専門知識、資金の必要性を示した。同機構はまた、汚職を問題視し、国際的監視の強化、教育の充実化、知的財産権に関する税関の執行の改善を求めた⁴⁹。

2. 模倣対策・概論

国家機関による取締件数は減少傾向にあり、裁判所の訴訟取扱い案件は増加傾向にある。

2.1 知的財産権侵害関連機関と権限の整理

⁴⁶ <http://apmi.or.id/news/detail/34/casbaa-seminar-indonesia-in-view.html>

⁴⁷ <http://www.ipmg-online.com/index.php?modul=issues&cat=icounterfeit&lang=eng>

⁴⁸ <http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=USTR-2012-0022-0030>

⁴⁹ <http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=USTR-2012-0022-0028>

(縦軸：当局名 横軸：行政摘発、民事裁判、刑事裁判、差押え)

	行政摘発	民事裁判	刑事裁判	差押え
知財総局	×	×	オンライン著作権侵害、知的財産権侵害	×
国家警察	×	×	知的財産権侵害	×
商務裁判所	×	特許・商標・意匠・著作権・IC回路設計デザインに関する案件に管轄を有する	×	○ 実例は、1件あるが、取り消される。
地裁	×	営業秘密、種苗に関する侵害に管轄を有する	○	○

2.2 各機関の取締実績

案件件数 2011 - 2015 ⁵⁰				
	知財総局 ⁵¹	国家警察 ^{52,53}	商事裁判所	最高裁判所 ⁵⁴
2011年	34件	-	-	-
2012年	37件	知財案件 207件 & 87 光ディスクケース	59件	-
2013年	19件	266件& 137 光ディスクケース	110件	30件
2014年	9件	98件& 23 光ディスクケース	102件	65件
2015年			106件	61件

※ 裁判所のオンラインデータベースは、比較的新しいものに限られ、一部の情報は収録されていない。

⁵⁰

http://www.aisi.or.id/fileadmin/user_upload/IP_LAW_ENFORCEMENT_ISSUES_IN_INDONESIA_FROM_A_PRACTICAL_PERSPECTIVE.PDF

⁵¹ http://ebook.dgip.go.id/webGISKI/statistik_page.php

⁵² <http://ipkomododragon.blogspot.com/2014/11/state-of-enforcement-and-new-indonesian.html>

⁵³

http://apaa2014.com/download/meeting_material/anti_counterfeiting_committee/INDONESIA%20Anti%20Counterfeit%20Country%20Report.pdf

⁵⁴

<http://kepaniteraan.mahkamahagung.go.id/perkara/index.php?txtRegister=hki&txtPengadilan=&txtPihak=&txtJenisPerkara=&txtSuratPengantar=&txtPutusanGuid=&cmdSearch=Cari&page=8&offset=20&=&>

2.3 直近3年間程度での規定の改正・通知等の要点

2014年に著作権法が改正された。著作権案件に関して非親告罪から親告罪に変更されたこと、侵害罪の成立要件に「悪意」が削除されたこと、告発があると全ての案件に関して捜査を行うことが必要となったこと等である。

捜査・紛争解決局は3つの下部組織で構成されている。

1. 通報・文民捜査官管理課
この課には2つの班がある。通報受理班、文民審査官管理・記録班
2. 捜査・監視課
この課には2つの班がある。捜査班、監視・物的証拠班
3. 防止・紛争解決課
この課には2つの班がある。防止班、代替紛争解決班。

文民捜査官（Penyidik Pegawai Negeri Sipil／PPNS）には調査及び知的財産権侵害の権利行使の責務が付与されている。責務は以下のとおりである。

- 知的財産権侵害刑事犯発生の通報に基づき検査を実施すること
- 知的財産権侵害の被疑者（個人又は法人）に対する検査を実施すること
- 関係者を検証すること
- 侵害に関して行政審査を行うこと
- 書面があると疑われる場所を捜査すること
- 侵害品の差押えをすること
- 捜査の実施において専門家から情報及び協力を要請すること
- 犯罪現場における対応の仕組みとして警察と連携すること

2.3.1 著作権法の改正

2014年7月改正された著作権法が発行された。主な改正は以下のとおりである。

- ・非親告罪から親告罪への変更：告発があると全ての案件に対して捜査を行わなければならない。手続に透明性及び権利者の関連性を増強すると共に、告発の取消又は質問が可能になる。
- ・侵害罪の成立要件に「悪意」を削除
- ・刑罰の刑量を変更：商業的な複製及び譲渡は、最大7年から最大4年拘禁まで減刑、50億インドネシア・ルピア（約4,550万円）から10億インドネシア・ルピア（約910万円）罰金まで減刑。しかし、海賊版の複製及び譲渡行為に処罰を規定。最大10年の拘禁・40億インドネシア・ルピア（約3,640万円）の罰金刑を設ける。ただ、どの行為が海賊版型の侵害行為に該当するのかは不明。
- ・海賊版以外の著作権ケースに仲裁を必須とする（著作権法第95条）
- ・通信・情報省（Ministry of Communication and Informatics／MCI）にオンライン上の侵害物に関するアクセス禁止権限を付与（著作権法第55条）

2.3.2 オンライン上の著作権侵害に関する削除

オンライン著作権侵害には、知財総局に通告書を提出することができる。知財総局はその内容を審査し、情報・通信省（MCI）にその侵害したコンテンツの全部又は一部を削除、あるいはアクセス禁止を要求する。2015年7月に実行され、2015年末まで映画・音楽コンテンツの44サイトが削除・アクセス禁止処分された。

2.3.3 文民捜査官(PPNS)の変更 (2015年)

2.3.3.1 名称の変更

2015年6月、知的財産権総局（Directorate General of Intellectual Property Rights、インドネシア語では“Direktorat Jenderal Hak Kekayaan Intelektual – DJHKI / DGIPR”）は、正式に、その名称を、知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property、インドネシア語では“Direktorat Jenderal Kekayaan Intelektual – DJKI / DGIP”）に変更した⁵⁵。

2.3.3.3 著作権事件に関する調停手続

当該の法令によって新たな調停手続が導入され、調停を要求する新著作権法第95条に従って、海賊版事件を除く著作権事件のすべてについて義務付けられた。これが商標にも適用されるかどうかは、新商標法の法案が施行されていない現段階では明らかではない。

2.3.3.4 著作権侵害に対するオンライン上の闘い

2015年7月の同日、法務・人権省（Minister of Law and Human Rights）及び通信情報省（MCI）は、著作権侵害に対するオンライン上の闘いを目的として共同規則を公表した。この規則とは、著作権及び関連権を侵害するオンライン上のコンテンツをアクセス不能とするための著作権に関する2014年法律第28号の施行規則である⁵⁶。政府は、2015年の終わりまでに、著作権侵害を構成する物的要素を含むおおよそ44件のウェブサイトに対するアクセスをブロックした^{57, 58}。

2.3.4 幹部 – 昇進／再任、配置転換

2015年9月1日、インドネシアの法務・人権省は、同省の95職位に関する昇進／再任、配置転換について発表した。この人事には、以下の通り、知財総局4幹部の任命も含まれる。

⁵⁵ <http://www.dgip.go.id/>

⁵⁶ ウェブサイトブロッキングに関する共同規則（2015年規則第14号、2015年第26号）。当該共同規則は、2015年7月2日に導入された。この規則は、電子システム上で著作権および関連権を侵害するコンテンツのブロッキングおよび／または当該コンテンツに対するユーザーアクセスのブロッキングのための法務・人権省－通信情報省（MoLHR-MCI）共同規則として、大まかに書き換えられたものである。

⁵⁷ http://kabar24.bisnis.com/read/20151123/15/494980/ini-22-situs-musik-ilegal-yang-ditutup-kominfo_

⁵⁸

<http://humas.dgip.go.id/press-release-menteri-hukum-dan-ham-terkait-penutupan-situskonten-internet-pelanggaran-hak-cipta/>

1.	商標・地理的表示 (GI) 局長: Fathlurachman, S.H., M.M. (former TM Director and also Director of Investigation)
2.	特許・半導体回路配置・営業秘密局長: Dr. Dra. Erni Widhyastari, Apt., M.Si. (former Patent examiner)
3.	知財情報技術 (IT) 局長: Drs. Yasmon, MLS.
4.	捜査・紛争解決局長 (PPNS): Salmon Pardede, S.H. M.H. (former Head of Legal Division, Design)

2.3.5 オンラインでの商標更新申請

2015年9月28日、知財総局は、「登録商標更新オンライン出願」の運用を開始した。このオンライン出願によって、商標権者は、商標局に直接出向く必要なく、リアルタイムで商標更新の申請が可能となったため、商標更新出願プロセスの早期化が期待されている。しかも、財務省 (Ministry of Finance) のシステムに44銀行が統合されたため、その内の一つを介した料金納付も可能になった⁵⁹。

2011年から2016年の間に知財総局が構築した知財手続の自動化及び記録システムには以下のものがある。

⁵⁹ <http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf/files/panduan-perpanjangan-merek.pdf>

年	事項
2011	知的財産自動化システム(IPAS)の開発 意匠及び著作権書面の電子化
2012	商標 IPAS (2012 年 8 月 1 日) 商標書面の電子化
2013	意匠 IPAS (2013 年 5 月 27 日) 特許 IPAS (2013 年 10 月 7 日) 特許書面の電子化
2014	電子出願システムの構築 電子著作権手続の構築 特許年金システムの統合 電子データによる現状提示 WIP 事案のアクセス官庁として参加
2015 年	商標拡張の構築 電子著作権手続の開始 SIMPONI 経由の支払いシステムの統合 PNBP クレジットシステムの統合 WIPO グローバルブランド上の商標データ IPAS への電子データローディング
2016 年	電子出願 SIMPONI を統合した DJKI のスタート IPAS 及びマドリッドシステムの回復 WIPO 事案への参加 BPR プロジェクト データクレンジング

2.3.6 税関による統制 (2012 年)

2013 年 7 月商標権などの侵害が疑われる輸出入品に対する権利者の申請に基づく一時差止め命令に関する規則、及び、特許権などの知的財産権侵害に対する権利者の申請に基づく仮処分決定に関する規則を制定

暫定的措置に関する最高裁規則が、2012 年 7 月 30 日に公表された。これは、国境における通関停止を税関に認める裁判所命令に関する規則を定めるものである。

輸入阻止の申請は、地方商務裁判所に提出する必要がある。迅速な証言聴取手続と決定が提供されており、手続自体は比較的明確と見られる。裁判所は、非常に迅速な形で証言聴取を設定し、事件について更に充分な聴取を行うため、10 日間の一時留置を命令することができる。但し、現時点では、記録システム

が存在せず、また、一方的差押えも行うことができない。

一時留置を維持するためには、知的財産権利者は、侵害に関する民事訴訟自体を完全に提起しなければならない。インドネシアにおいて法的経費を回復するのは不可能であることを考慮すれば、大抵の場合、差押えの費用は負担が過大ということになる。

差押えに関する費用は、現金又は銀行保証により申請人が負担しなければならない。差押え命令が付与された場合、商品の価値と同額の保証品の支払いが必要となる。規則にはまた、輸入委託品の詳細で明確な情報の提供が必須であると記載されている。模倣品の発送の場合、通常、こうした情報の取得は非常に難しい。

2014 年末から 2015 年初頭にかけて、インドネシアの税関総局（Directorate General Customs & Excise）は、2012 年の暫定措置に準拠する施行規則の素案を作成した。一連の規則の素案は現在、長官による検討のため財務省（Ministry of Finance）にあり、その完了時期については未定である。初公開は、2016 年中と見込まれている。

2.4 民事訴訟手続と刑事訴訟手続の比較

下記の表は民事訴訟と刑事訴訟の手続の特徴、費用、効果、所要期間、メリット・デメリットを示したものである。民事訴訟手続は裁判所事件の解決が早い、裁判の手続及び指針が確立されていないことから不当な判決を得る可能性もある。刑事訴訟手続は政府機関のリソースの不足等から調査・捜査執行上の問題があり、一般に権利者の十分な協力が必要である。

	民事訴訟（手続）	刑事訴訟（手続）
手続	登録及び召喚 (i) 原告が商務裁判所書記局に訴訟を登録。 (ii) 裁判所が訴状副本を被告に送付。 (iii) 第一回審尋のため裁判所に出頭するよう裁判所が両当事者を呼び出し。 調停 (iv) 調停手続のため、調停人を選定するよう裁判官が両当事者に命令。 (v) 調停手続による紛争解決が不首尾に終わった場合、事件は裁判所に戻る（民事の場合これが一般的であるが、知的財産権事件の	告訴状の提出 特許、意匠、商標及び著作権侵害は、告訴によって成り立つ犯罪であるため、権利者は、正式な告訴状を知財総局の文民捜査官（PPNS）又は国家警察のいずれかに提出する必要がある。知財総局に関しては、新著作権法の下で、現在、告訴提出に先立つ調停が必要条件となっている（刑事訴訟の対象となる海賊版事件は例外）。 予備調査 知財事件は、告訴によって成り立つ犯罪であるため、知財総局の文民捜査官（PPNS）

	<p>場合、若干異なる。)</p> <p>答弁及び反対答弁</p> <p>(vi) 原告の請求に対し、被告が答弁を提出。</p> <p>(vii) 被告答弁を受領後、それに応じて原告が答弁を提出。</p> <p>(viii) 原告答弁を受領後、被告が反対答弁においてそれに応答。</p> <p>証拠提出及び審理</p> <p>(ix) 原告が当該請求の主張を裏付ける証人及び鑑定人を含め、関連の証拠を提出。</p> <p>(x) 被告に証拠書類又は証人の宣誓証言による反論の機会が与えられる。</p> <p>最終弁論および判決</p> <p>(xi) 当事者各々が最終弁論を提出。</p> <p>(xii) 裁判所が判決を下し、最終審問において当該判決を公表。</p> <p>判決破棄 (Cassation) 及び判決見直しを求める上告 (Reconsideration Appeal)</p> <p>裁判所判決に対する異議申立は、最高裁判所に対する上告 (判決破棄) として提起する必要がある。破棄上告レベルにおける最高裁判所判決は、最終的かつ拘束力のあるものとなる。敗訴側は、特別な法的救済を受け、判決見直しを求める上告を最高裁判所に提起することができる可能性がある。</p>	<p>又は国家警察が予備調査を実施する必要がある。この段階の調査は、事由が犯罪の範疇に該当し得るか否か、その判断を下すことが目的である。</p> <p>捜査</p> <p>真の侵害者を明らかにするための証拠を探して収集し、証人による宣誓証言から容疑者の居場所を特定し、関連の証拠を収集するため、捜査が行われる。この段階では、侵害の証拠の確保を目的として、摘発が関わってくることもある。</p> <p>起訴</p> <p>検察庁長官は、犯罪が行われた場所の地方裁判所に、その犯罪に対する起訴状 (dakwaan) を提出、当該裁判所では、法廷審問において裁判官による審理が行われ、判決が下される。</p> <p>法廷審問</p> <p>地方裁判所裁判官は、検察庁長官による起訴状を受領し、審理の上、刑事責任を含めて判決を下す。</p>
費用	<p>商務裁判所に対する民事請求提起に先立ち、原告は事務手続費／登録費として、約 2,522 万 2,000 インドネシア・ルピア (2015 年 12 月 30 日時点で US\$183 ドル以内) を商務裁判所に前納しなければならない。最高裁判所に上告するには、720 万インドネシア・ルピア</p>	<p>刑事訴追に関する費用に対応する法律規定はない。文民捜査官 (PPNS) / 国家警察では、資金不足が常態化しており、捜査を前進させるため権利者は通常、運営費用の負担を期待される。この運営上の支援は注意深く、かつ透明性をもって管理する必</p>

	<p>(2016年1月付～US\$516)、再審を請求するには、1,225万インドネシア・ルピア(2016年1月付～US\$877.5)の手数料が発生する。</p> <p>インドネシアの裁判所は、民事訴訟手続において費用裁定を行っておらず、民事訴訟法も同手続を認めていない。当事者それぞれが、自らの弁護士費用に関する責任を持つことになる。</p>	<p>要がある。インドネシアでは依然として、汚職が極めて甚大な問題だからである。</p>
効果	<p>民事裁判は、実際的な理由で摘発が困難な場合、或いはブランドオーナーが将来にわたって一連の行動／侵害を禁じる判決を求める場合(これは摘発では実現し得ないことである)、権利行使戦略の一部として適切な場合がある。</p> <p>民事訴訟で成功を収めれば、その判決は、将来的に侵害者と取引する際にもまた抑止力としての価値を持つ。例えば、侵害者に対する警告書において、権利者が成功を収めた判決に言及することもできる。</p>	<p>摘発が終了すると、形式的には刑事訴追が続くこととなっているが、大抵の場合、不首尾に終わる。インドネシア刑事制度の脆弱性については、米国通商代表部による年度別301条報告書のインドネシアに関する記載に詳しい説明がある。</p> <p>摘発行動の後に、商品の破壊、公の謝罪、適切なマスコミ報道が続き迅速な解決に持ち込めれば、成功である。非常に稀な例で、訴追につながる場合もあるが、やはり金銭的損害は回収できない。</p>
所要期間	<p>特許法の下では、侵害事件はその提出日から180日以内に完了させる必要がある。意匠、商標、著作権の侵害事件では90日以内の完了が必要だが、30日の期間延長が可能である。これと同じタイムラインが最高裁判所に対する上告にも適用されるが、但し、この場合、期間延長は可能ではない。</p>	<p>国家警察又は知財総局の文民捜査官(PPNS)による調査(又は捜査)の実施について規定される期限はない。但し、容疑者を裁判まで拘留するに際しては期間の制限がある。逃避可能性のリスクを回避しようと思うと、この制限が、調査(又は捜査)及び法廷審問のタイムフレームに影響を及ぼすことになる。</p>
長所・短所	<p>裁判所事件は解決が早い。－ 手続を発して3、4ヶ月で判決が下る。(よって仮／予備的差止め命令にはあまり価値がない。) 原告は以下の救済を請求できる：</p>	<p>インドネシアにおいて知的財産権に関する刑事執行を透明性をもって効果的に行う難しさは相変わらず継続している。知財総局及び警察が行う摘発の実数は、近年も減り続</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録商標又は著作権が侵害された旨の宣言 ● 侵害製品販売に対する終局的差止め命令、並びに ● 損害賠償金 <p>但し、以下の点に注意が必要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所において、損害裁定の指針が確立されておらず、裁判官が思い付きで判決を下すことが時折みられる。 ● 損害賠償金裁定の強制が困難であり、被告が失踪するか、金がないと申し立てることも多い。 ● 裁判前の証拠開示手続がない。侵害品の出所に関する開示命令は申請できるが、これに関する原則が確立されていないため、裁判所が拒否することがある。裁判所としては、そういった命令が発せられた事実はない。 ● 今のところ、インドネシアにおける法的費用の回復は、不可能である。 	<p>けている。</p> <p>経験不足と汚職は依然として問題である。摘発担当の政府職員は概して非公式な支払いを期待し、出来高（実入り）が低いか、ターゲットが小者と分かった事件処理の拒否は常態化した事実である。事件を進める場合もあるが、後に成立しない結果に終わる。但し、ジャカルタや他の主要都市を外れる地域では、警察との連携による成功例も存在する。</p> <p>また、事件が訴追段階に入る保証はない。また、これまでに侵害者に課された処罰が低い（1年から3年程度）。</p>
--	---	---

3. 行政取締実務

3.1 知財総局による取締

2010年12月31日 Organization and Procedure of the Ministry of Law and Human Rights に関する Minister of Law and Human Rights of the Republic of Indonesia No. M.HH-05.OT.01.01 year 2010 規定に基づいて、2011年3月調査局が設置され、文民捜査官（PPNS）により侵害報告に対応している。

しかし、知財総局内に文民捜査官が設けられたにも関わらず、その限られた人的又は物的資源のために、今までのその影響力は限定的である。これまで、同組織により、毎年30件未満の案件が処理された。これは、インドネシアの国の規模を考慮すると、極めて少ない。

[執筆協力]

PT Rouse Consulting International (調査・編集)
新樹グローバル IP (翻訳等協力)

[発行]

日本貿易振興機構 (JETRO)
ジャカルタ事務所
TEL: +62-21-5200264
FAX: +62-21-5200261

2016年8月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。JETROは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえJETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはJETROが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びJETROの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。